

労使による委員会の仕組み

—安全・衛生委員会の例—

委員会の種類	安全委員会	衛生委員会
趣 旨	○ 労使が協力し合って、当該事業場における安全衛生問題を調査審議させる場として、委員会を設置 ※ 団体交渉を行うところではなく、事業者の責務として労働者の協力を得る機会（労使の立場を超えた議論を行う場）	
設 置 場 所	○ 業種及び事業場の規模に応じて事業場単位で設置しなければならない （例）鉄鋼業→50人以上、水道業→100人以上	○ 事業場の規模に応じて事業場単位で設置しなければならない ※業種問わず50人以上
委員 構 成	① 事業所長、副事業所長（長に準ずるもの）など、その事業実施を統括管理する者のうちから事業者が指名した者（1名） ※委員会の議長となる ② 安全管理者のうちから事業者が指名した者 ③ 安全に関し経験を有するもののうち、事業者が指名した者 ※ただし、当該事業場の労働者に限る ④ 衛生管理者のうちから事業者が指名した者 ⑤ 衛生に関し経験を有するもののうち、事業者が指名した者 ※ただし、当該事業場の労働者に限る ⑥ 産業医のうち、事業者が指名した者 ⑦ 作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを委員として指名することができる ※ただし、当該事業場の労働者に限る ※ ①以外の委員の半数は、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、ない場合は労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名 ※ 構成員の員数は、事業場の規模、作業の実態に即し、適宜決定すべきもの	
審 議 事 項	○ 労働者の危険の防止を図るための基本となるべき対策に関すること ○ 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること ○ 上記のほか、労働者の危険の防止に関する重要事項 （労働安全衛生規則第21条に規定） ※ 事業場の実態にあった年間計画を策定し、議題を計画的に審議することが望ましい	○ 健康障害の防止、健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること ○ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること ○ 上記のほか、健康障害の防止、健康の保持増進に関する重要事項 （労働安全衛生規則第22条に規定）
運 営	○ 運営について必要な事項(*)は、委員会が定める（労働安全衛生規則第23条第2項） (*) 委員会の招集、議事の決定、専門委員会の設置、委員会規程の改正等（委員会規程を作成する必要がある） ○ 委員会活動は、労働時間内に行うことを原則とする（会議時間は労働時間と解釈） →法定時間外に行われた場合は割増賃金を支給（昭47.9.18通達） ○ 委員会の会議は、毎月1回以上開催するようにしなければならない（労働安全衛生規則第23条第1項） ※ その他、議事概要の周知、議事録の作成・保存など、運営に関する規定あり（労働安全衛生規則）	
審 議 結 果 の 取 扱 い	○ 委員会において問題のある事項は、労使が納得いくまで話し合い、労使の一致した意見に基づいて行動することが望ましい（昭47.9.18通達） ○ 施策の実施責任は、職制組織にある（委員会規程に明記する必要がある） ※罰則規程や強制力はなし	